**相談体制関係**

相談体制の整備

令和元年度に障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律　（令和元年法律第36号）が施行されたことに伴い、障がい者雇用推進者及び障がい者職業生活相談員を選任しました。

教育委員会においては、教育次長の職にある者を教育委員会における障が　い者雇用推進者として選任しています。

また、各障がい者の職業生活に関する相談及び指導を行う障がい者職業生　活相談員として、７名の職員を選任しています。

相談対応及び職員への周知

障がい者である職員の職業生活に関する相談又は合理的配慮の申出については、障がい者職業生活相談員、教育庁等の所属長並びに府立学校長・准校長、市町村教育委員会及び市町村立学校長（以下、学校長等という。）が対応することとします。

また、障がい者である職員から障がい者職業生活相談員に対して相談又は申し出があった場合、教育庁等の所属長又は学校長等は障がい者職業生活相談員からの報告に基づいて、相談対応を実施するとともに合理的配慮の内容について決定を行います。

なお、障がい者職業生活相談員、教育庁等の所属長及び学校長等は、障がい者である職員のプライバシーに配慮するとともに、相談や合理的配慮の申出を行ったことを理由に不利益的な取り扱いをしないよう十分な注意が必要です。

また、広く職員からの相談に対応するため、障がい者雇用推進者及び障がい者職業生活相談員の選任状況並びに障がい者である職員の職業生活に係る相談体制については、庁内ウェブへの掲載、府立学校及び市町村教育委員会への通知などを通じ、継続して職員へ周知していきます。